

岩手県告示第339号

令和元年9月18日付け官報第94号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第886号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和元年10月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 奥州市江刺田原字奈良原181の12、字宿ノ平159の1
- (2) 所在が不明である通知の相手方 相澤キヨ子、菅原昌一郎、平賀武彦

2 通知の内容を掲示した場所 奥州市役所